（別紙）

意見募集（パブリック・コメント）」における御意見の概要及びそれに対する考え方

〇意見募集期間：令和８年３月６日（金）～４月４日（土）

〇意見提出総数：２

※取りまとめに際し、意見の内容により適宜集約しています。

	御意見の概要	意見に対する考え方
１	第十八条第五項第一号について「又は」と「若しくは」の用法が適切でないため修正すべきではないか。 具体的には、「当該・・・以外の者による『破産手続開始』、『再生手続開始』、『更生手続開始』、『企業担保権の実行』又は『企業価値担保権の実行の申立て若しくは通告』がなされたこと。」というグルーピングになっているように読め、改正前の『企業担保権の実行の申立て若しくは通告』が読めなくなっているのではないか。	改正案において、「企業担保権の実行」「企業価値担保権の実行」という文言が共通しているため、ともにその後の「申立て若しくは通告」を続けて読むことが妥当であり、御指摘のようなグルーピングには当たらないと考えます。
２	本改正を行うのであれば、単に報告事項を追加するだけでは不十分。主務大臣は、企業価値担保権の実行が申し立てられた場合、認定計画の継続性だけでなく、地域の生産基盤、雇用、供給体制への影響を優先的に確認すべき。また、農業分野においては、事業性融資や担保制度の活用を広げること自体を目的とするのではなく、外部金融や制度変更に過度に左右されない国内農業基盤の維持を最優先に据えるべき。	農業競争力強化支援法施行規則第 18 条による実施状況報告等の義務の対象となるのは、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者です。 農業競争力強化支援法において、認定を受ける対象となる事業者は、農業生産資材の製造・卸売・小売事業者であり、農業者に対して認定を行い、その実施状況等について報告を求めること想定しているものではございません。